

立川市第5次基本構想について

上記の議案を提出する。

令和7年2月18日

提出者 立川市長 酒井大史

理由

立川市議会の議決に付すべき事件を定める条例（平成25年立川市条例第8号）第2条の規定による。

立川市第5次基本構想

第1章 私たちがめざす未来の立川

1 未来ビジョン

「魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川 ～新風を吹き込み 美風を守る～」

魅力あふれる立川は、まるで磁石のように、その魅力で人々を惹きつけ、様々な人やものがつどい、やさしさにあふれた華やぐまちを形成しています。立川が生み出す磁力によって立川を訪れ、つどい、立川で働き、住まう人たちが共に結びつきます。加えて、これまでの伝統の上に独自性をもった新たな価値を創り出し、磨きあげることにより、更なる磁力を生み出し、時代を牽引するまちへ成長しています。

立川に綿々と受け継がれてきた伝統や文化、先人たちが築きあげ大事に育ててきた立川に、さらに新しい風を呼び込み、常に変化を重ねていくことにより、立川らしさが一層高まります。一不易流行—この考えを大事に、次の世代へ発展的に継承していきます。

未来ビジョンの根底には、次の4つの基本理念があり、まちづくりを進めていく上で重視する考えです。

「未来ビジョンの根底に流れる4つの基本理念」

○ やさしさにあふれる —多様性・包摂性—

多様性を尊重し合い、誰一人取り残さず、お互いに支えあうことによって、誰もが安心して幸せを実感して暮らすことができる地域社会になります。

○ 共に創り出す —連携・協働—

人や企業が主体的に連携し、イノベーションを生み出すことにより立川らしいまちの発展につながります。また、地域においてもお互いが結びつくことにより安心して暮らし続けられるやさしい社会になります。

○ 時代に挑む —主体性・独自性—

次の世代を担う若者や多様な人々の意見を積極的に市政へ取り入れ、主体的にチャレンジできる土壌と雰囲気醸成することにより、他とは異なる独自性を生み出し、時代をリードします。

○ 次代に引き継ぐ —発展・継承—

今ある立川市の資源を未来、次の世代へ責任を持って、発展的に継承していくことを意識した行動と選択を継続することにより、持続可能な社会になります。

2 まちづくりコンセプト

未来ビジョン「魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川 ～新風を吹き込み 美風を守る～」の実現に向けて、次の3つの視点から以下のまちづくりコンセプトを設定し、各政策を進めていきます。

(視点1) 行政が提供すべき基礎的なサービスに関する視点 (市民サービス)

(視点2) 立川市の価値や魅力を高める視点 (まちの魅力)

(視点3) 行政サービスを推進していく上で必要な自治体運営の視点 (自治体運営)

(Concept 1) 暮らしに安全とやすらぎを ～誰もがやさしさと成長を実感できるまちづくり～

充実した都市機能と豊かな自然環境が調和する快適な暮らしを次の世代に引き継ぐため、公共施設や都市基盤 (インフラ) の計画的な整備、環境と人にやさしいまちづくりを進めます。新たな感染症や大規模災害等への十分な対応力を備えるとともに、学校教育や福祉の充実に取り組み、未来に羽ばたく子どもたちを育成します。

また、誰もが様々な違いにかかわらず、自分らしく、いきいきと安心して、やすらぎと自らの成長を実感し続けることができるまちを目指します。

(Concept 2) 人もまちも挑戦し続ける ～つどいとつながりにより新しい価値を創造する魅力あふれるまちづくり～

立川のまちは魅力にあふれ、交通結節点という立地条件も相まって多くの人や企業が立川に集まっています。立川に住む人だけでなく、立川を訪れる誰もが出会い、つながり、様々なことに挑戦することで新たな価値を生み出します。また、恵まれた立地条件を十分に生かして多摩地域発展の一翼を積極的に担い、発展し

続けるまちを目指します。

(Concept 3) 連携と改革により時代を切り拓く ～市民に寄り添い、市民と共に未来へつむぐまちづくり～

持続可能な地域社会を形成するため、今後 10 年間のみならず、さらにその先を見据えることが重要です。社会潮流の変化に対応した政策を臨機応変に実行するため、積極的な自治体連携・官民連携に加え、市民自らも責任と主体性を持ち市民協働を進めます。また、行財政改革を行いながら市民と共にまちづくりを進め、次の世代に発展的に継承します。

第 2 章 長期総合計画について

1 長期総合計画とは

(1) 長期総合計画の位置づけ

- ・ 第 5 次長期総合計画は、基本構想と基本計画で構成される計画の総称で、立川市における最上位の計画となります。
- ・ 長期的な展望とまちづくりの未来ビジョンを示し、めざすまちの姿の実現に向け、社会の変化に対応しつつ、計画的に市民と共にまちづくりを進めていくための市政運営の指針です。

(2) 長期総合計画の役割

長期総合計画には、次の 3 つの役割があります。

- 行政の継続性・安定性 行政の継続性
- 行政の透明性を確保する機能 行政の信頼性
- 市民・事業者等とまちづくりの方向性をあわせる機能 理解・協調・連携

変動性や不確実性、複雑性が増している時代の難局を乗り越えるためには、市民、事業者等と一体となってまちづくりを進める役割を持つ、長期総合計画の策定が必要です。

(3) 第 5 次長期総合計画の構成

第 5 次長期総合計画は、めざすまちづくりの「未来ビジョン」を定めた「基

本構想」とそれを具現化するための施策の基本方針を示した「基本計画」から構成されます。

○ 基本構想

めざすまちづくりの「未来ビジョン」を示します。また、「未来ビジョン」の根底に流れる「基本理念」をあわせて示します。なお、基本構想については、長期総合計画審議会の答申に基づき市議会の議決を経て決定するものです。

○ 基本計画

基本構想に定められた「未来ビジョン」を具現化するための施策の基本方針について記載します。施策の体系や方向性、基本事業を示した上で、各施策の目標値を設定し、市民や行政の役割などについて明記します。

2 長期総合計画のこれまでとこれから

(1) 長期総合計画のこれまで

立川市新長期総合計画からは、まちづくりの主体である市民のめざす市民像を市民憲章に求め、様々な社会環境の変化に対応しながら、その実践を通じ、施策の展開を図ってきました。

(2) これからの計画期間

第5次長期総合計画の計画期間は、次のとおりとします。

○ 基本構想

令和7年度から令和16年度まで

○ 前期基本計画

令和7年度から令和11年度まで

○ 後期基本計画

令和12年度から令和16年度まで

第3章 未来ビジョン実現のために（政策方針）

未来ビジョンの実現のため、分野ごとに「政策の目的」と10年間の「政策の取組方針」を示します。

○ 子ども・子育て

「安心して子育てができ、子どもたちがのびのびと成長できる環境を整えます」

子どもの権利を尊重し、社会参加や意見反映の機会の充実に取り組みます。子どもたちが希望を持って健やかに育っていけるよう、すべての子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めるなど、子どもの目線に立った政策を推進します。また、すべての妊産婦、子育て家庭を途切れなく支援し、まち全体で、安心して子育てができる環境を整えます。

○ 教育

「子どもたちの生きる力を育む学校教育を推進します」

子どもたちの生きる力の基盤として、基礎的・基本的な学力と健やかな体を育むとともに、豊かな心を持ち、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を培う学校教育を推進します。また、自らの個性や能力を伸ばし、一人ひとりにあった個別最適な学びと協働的な学びの実現を図るとともに、誰一人取り残さず、家庭・地域と共に歩む学校づくりを進めます。

○ 保健・医療

「市民の健康を維持・増進し、暮らしやすい生活をサポートします」

市民の主体的な健康づくりを通じて健康増進や介護予防につなげていくため、保健事業の周知啓発や場の提供、各種検診・健康診査の受診機会の充実等に取り組みます。また、社会基盤となる介護人材の確保・育成など、介護サービスの整備を進めるとともに、医療費適正化等により社会保険制度の安定運営を推進します。

○ 社会福祉

「多様な担い手がつながり支えあい、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを進めます」

市民や関係団体・事業者等との協働を進めるため地域活動の担い手などを支援するとともに、市民が主体的に地域生活課題の解決に参画・協働するしくみづくりを推進します。また、支援が必要な市民を障害福祉サービスや生活保障などの各種福祉施策に適切につなげることや居場所づくりにより、安心して暮らせる地域共生社会を形成します。

○ 環境

「生活環境を整え、循環型のまちをつくります」

良好な地球環境を次の世代に引き継ぐため、環境負荷の低減につながる脱炭素や資源循環を推進します。人々が安全・安心に暮らし続けられるように、生活環境の保全やごみ減量とリサイクル等をより一層推進するとともに、廃棄物処理関連施設の安定的かつ効率的な運営や下水道施設のストックマネジメント等を通じた適正な管理運営に取り組みます。

○ 都市づくり

「暮らしやすい持続可能な都市を形成します」

都市機能と自然環境が調和する立川の特徴を生かした魅力的でうるおいのあるまちづくりを推進します。また、人々の活動を支える都市基盤の整備を進めるとともに、これまで整備した都市基盤は時代の要請にあわせ機能改善を図りつつ、将来の都市活動を見据え適切な管理に努めます。

○ 産業まちづくり

「人や企業がつどう強みを生かし、まちの魅力を高めます」

人や企業がつどう都市特性を生かし、商工業や都市農業の振興策を推進し、立川の更なる活力や新たな価値の創造につなげるとともに、市内事業者や関係機関と連携し、働きがいのあるまちづくりを進めます。また、地域公共交通など多様な移動手段を構築し、人々の暮らしを支えるとともに、地域の活力を生かしたまちづくり、出かけたくなるまちづくりを推進します。

○ 市民の暮らし

「市民の暮らしをサポートするとともに、やさしさにあふれる地域社会を形成します」

市民協働を推進するとともに、地域での交流を深めることにより、住み良い地域コミュニティを形成していきます。また、市民に寄り添い、日々の暮らしをサポートしつつ、市民のライフスタイルの変化にあわせた利便性の高い行政サービスを目指します。

○ 危機管理

「あらゆる危機に備え、人々の安全な暮らしを守ります」

市民の安全な暮らしを守るため、市民・地域や事業所と連携して災害に備え、防災・減災対策を進めます。誰もが地域で安心して生活や経済活動ができるよう地域の防犯活動を強化するとともに、特に立川駅周辺の市民や来街者などの安心感を高める取組を進めます。同時に、信頼される行政運営を継続するため、市職員のコンプライアンスや適正な事務の執行を強化し、市民の安心な暮らしにつなげます。

○ 文化・スポーツ

「文化や学び、スポーツの機会を充実させ、まちの魅力を高めます」

市民の文化芸術活動やスポーツ、生涯学習など、地域に根ざした活動や幅広い学びを支援するとともに官民連携による文化芸術活動やプロスポーツ団体等との連携を推進し、文化の香り高いまちづくりを進めます。地域の伝統的文化については、先人の英知が生かされた本市の魅力として後世に引き継いでいきます。

○ 総合戦略

「計画的かつ社会潮流に応じた政策を戦略的に進めます」

社会潮流の変化に対応した政策を機動的に展開しつつ、将来にわたって健全で持続可能な行財政運営を効果的に進めます。また、国や自治体との広域的な連携、さらには市民・事業者との連携・協働、立川の魅力の積極的な発信、多様な主体が活躍できる環境を整えることにより、にぎわいと住み良さを兼ね備えた選ばれるまちづくりを進めます。

○ 行政運営

「効率的・効果的に行政を運営するしくみを整えます」

市民に、より質の高い行政サービスを提供し続ける体制を整備します。市民に信頼される職員の育成や庁内デジタル環境の整備、公文書の効率的な管理、公共工事・公共サービスの品質の確保、公共施設の適切な維持保全など、適正かつ効率的・効果的な行政運営を進めます。

○ 収益事業

「市財政や地域のにぎわい創出に寄与するための公営競技を効果的に実施します」

立川競輪場への来場促進など立川競輪の経営戦略に基づいた各種施策を進め、競輪事業の安定化と経営基盤の強化に取り組み、市財政や地域のにぎわい創出に寄与するとともに、地域に愛され貢献する競輪場を目指します。

